

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）

令和6年12月10日（火）

午前10時 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【一般質問】	1
日程第2 一般質問	
(1) 3番 藤岡 徹 君	1
(1) 障がい者グループホーム施設整備計画のその後の進捗状況 について	
(2) くずまきDMO事業の活動内容について	
(2) 9番 山崎 邦 廣 君	7
(1) 将来の安全安心な地域環境の確保について	
(3) 1番 竹花 結 君	13
(1) 安心の子育て環境について	
(2) 子どもたちの教育と今後の未来について	
(4) 4番 柴田 勇 雄 君	21
(1) 高齢者福祉への充実支援策対応について	
(2) 会計検査院から不当と指摘された整備事業について	
(5) 5番 山岸 はる美 君	36

- (1) 婦人消防協力隊の活動について
- (2) 交通安全母の会の活動支援について

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）

告示年月日	令和6年11月28日（木）					
再開年月日	令和6年12月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年12月10日（火） 開議10時00分 散会13時47分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	3 番	藤岡 徹	8 番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、3 番、藤岡徹議員及び 8 番、辰柳敬一議員を指名します。

次に、日程第 2、一般質問を行います。今回の定例会議には、5 名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて 1 時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間 5 分前にベルを 1 回、制限時間になった時点でベルを 2 回鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、3 番、藤岡徹君。

3 番 (藤岡徹君)

それでは、質問させていただきます。6 月の定

議会で、私が障がい者のグループホームの建設に関してご質問いたしました。必要性をご質問しました。当局も、非常にそれに対して全体的に協力しようというような雰囲気では受け止めましたけれども、それに対してちょっとご質問いたします。

6 月の定例会議に基づいた質問の中で、早期に今年度中に検討委員会を設立、立ち上げるというようなことを回答されたと思いますけれども、その後その回答に沿った取組についてをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2 つ目もですか。

議長 (鈴木満君)

藤岡議員、通告順に 2 番目の質問もどうぞお願いします。

3 番 (藤岡徹君)

分かりました。失礼いたしました。

2 番目の質問は、DMO の活動内容についてでございます。その辺に関しても、内容等をお伺いしたいなと思っておりますので、ひとつご回答よろしく願い申し上げます。

議長 (鈴木満君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの藤岡議員の質問に対し、答弁をさせ

ていただきます。1件目の障がい者グループホーム施設整備に関する進捗状況についてお答えをいたします。本年の議会6月定例会議において、藤岡議員から障がい者グループホームの施設整備に向けた町の計画についてご質問をいただき、今年度は検討委員会を立ち上げ、施設整備を具体的に進めていくための準備を進めることとしている旨を答弁させていただいたところであります。

障がい者グループホームの施設整備及びその後の円滑な運営に当たっては、設置場所、事業運営主体、人員基準、地域の理解など、各事項につきまして事前にしっかりと協議することが重要でありますことから、こうしたことを念頭に整備に係る準備段階として、町内の関係団体や有識者で構成する整備検討委員会を立ち上げ、それぞれの見地から様々な意見をお伺いする必要があると考えているものであります。

現在の具体的な進捗状況についてであります。葛巻町障がい者グループホーム検討委員会の設置要綱を策定し、この要綱に基づき、委員の推薦について各関係団体等に依頼しているところであり、委員のご推薦をいただきましたら、検討委員として委嘱申し上げ、具体的な検討をお願いしていくことといたしております。

また、これまでの取組として、施設整備に係る諸制度の調査、整備に係る財源や経済性の高い整備方法の検討など、施設整備に向けた内部協議を進めてきたほか、検討委員会の委員などを対象と

した現地視察研修会の開催に向け、当町の目指す施設整備に向けて、参考となる研修先の選定作業を行ってまいりました。

今後は、これまで内部検討してまいりました内容をベースに、設置検討委員会において議論を深めていただくほか、グループホームの整備や運営に係る制度の勉強会や現地視察研修を実施することとしております。また、実際に施設を運営していただく事業実施主体についても、並行して選定を進めることとしてしているところであります。

次に、2件目のくずまきDMO事業の活動内容についてお答えをいたします。観光庁が示すDMOとは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの推進母体として、様々な関係者と協働しながら、明確な根拠に基づいた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた組織とされております。

当町におきましては、平成28年9月にDMO事業の推進部隊としてくずまき観光地域づくり協議会を設立したところでありまして、町民関係団体、民間企業等及び行政が一体となり、町民自らが地域の魅力を創出し、交流人口の拡大及び起業家の育成等を推進することにより、地域経済の活性化と移住、定住人口の増加を図ることを目的として運営しているところであります。

同協議会では、目的を達成するため、観光資源による町のイメージ向上、まちなかエリアへの誘客、交流の促進、特産品を生かした食産業振興、

人材育成と民間活力を生かす体制づくり推進、関係団体の連携強化による町全体の事業推進の5つの活動方針を定めて活動しており、これらの指針を実現するため、観光・交流促進部会、まちなか賑わい創出部会、関係人口創出部会、若者・高校生部会の4部会を設け、町内の商工会、農業協同組合、森林組合、誘致企業、金融機関、県立学校、個人事業者、第三セクター法人、役場等の職員のほか、大学生や高校生からも各部会へ参加いただいております。幅広い分野、年齢の方々がつながりながら、新たな取組に挑戦しているものであります。

さらに、活動の充実を図るため、どなたでも参加いただけるよう、部会への参加者を広く募集しており、今年度においても町のホームページ、ライブビジョン、くずまきテレビ等において告知のほか、広報くずまきや募集チラシにより周知をいたしているところであります。

また、年度末には、DMO事業に係る活動成果発表会を行っておりますが、これらの内容は広報くずまきでも活動内容を知らせているところでありまして、皆様に同協議会の活動をご理解いただきながら、さらには今後協議会の活動に参加していただけるよう取り組んでいるところであります。引き続き、活動の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業の進捗状況とその成果についてであります。くずまきDMO事業の実施に当たっては、町の総合計画基本計画に示している基本方針

や重点プロジェクト、KPI等と整合性を図った戦略を策定し、それぞれの目標達成のための施策を実施しているところであります。主な活動実績であります。観光資源による町のイメージ向上として、サイクルツーリズムの推進に取り組み、町内各所にサイクルステーションを設置したほか、レンタサイクルの整備、サイクリングマップの作成、配付などにより、自転車をきっかけとした来庁や、来庁者が自転車を利用して町内を周遊するための環境を構築したところであります。

また、当町の特産品でありますくずまき鍋やくずまきワインなどをテーマとした観光モニターツアーを開催し、町の観光資源の掘り起こしと町外の町の魅力発信に努めたところであります。

まちなかエリアへの誘客、交流の促進として、まちなかのにぎわい創出に関するワークショップを開催し、町家、旧遠藤邸などを活用したまちなか及び商店街のにぎわいづくりに取り組んだほか、特産品を生かした食産業振興として町内6店舗の飲食店で、12種類の味が楽しめるくずまき鍋や町の特産品を活用したスイーツの開発に取り組み、新たな観光資源の創出による観光振興や地域経済活性化に取り組んできたところであります。

人材育成と民間活力を生かす体制づくり推進では、起業家育成支援セミナーの開催や大学生による地域づくり支援活動など、魅力ある雇用の創出や関係人口の創出などを考慮しながら取り組んでおります。

DMO事業につきましては、中長期的な視点での取組であるほか、将来のまちづくりを担う人材を育てるという役割も期待されるところであり、目的の実現に向け、町民、企業、町が連携する全町的な取組として、町民の皆様が成果を実感できるような活動に今後も努めてまいりたいと、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

どうもご丁寧なご回答ありがとうございます。それでは、1番目の障がい者グループホームの整備計画に関しての質問をちょっとさせていただきまます。障がい者を子に持つ親たちも、かなり年齢が達しております。できるだけ早期に何とかしなければならぬ状況ではあると思いますけれども、ただ一方でたしか運営だとか、経営そのものに対してのことを非常に大きな問題だと思えますので、ここは慎重にやっていかなければならない。ましてや時間もかなりかかる、これは理解しております。ただ、それにも増して、ぜひともできるだけ早期にこのサービスを実施できるように、当局にお願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの藤岡議員さんからの質問でございます。障がい者用グループホームにつきましては、葛巻町障がい者福祉計画にも盛り込んで、実施に向け検討するという事になっております。先ほど町長のほうからも答弁がございましたが、これまで一応施設基準とか、あとは実際に運営する実施事業主体とか、あとは地域の理解等、設置に関しては様々な検討をしていく事由等がございます。

その件につきましては、これからまた検討委員会のほうで議論を深めまして、設置に向けて検討してまいりたいと思えますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

検討委員会というのは、現実にはもう立ち上がっておるところでございますか。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

お答え申し上げます。現在はまだ開催のほうは

開かれておりません。それで、先ほど答弁のほうの中にもありましたが、要綱のほうにつきましては11月22日に策定いたしまして、現在構成する団体のほうに委員の推薦をお願いしている状況でございます。

以上です。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

どうもありがとうございます。ぜひとも早急にこのサービスが実施できるように、切に願うものでございます。よろしくお願いします。

続きまして、くずまきDMOの活動内容についてですけれども、やはりワインとか何か、ここ20年ぐらいかかって、ここまでブランドとしても立ち上がってきたわけですけれども、これは息の長い産業だと思います。特に観光に関しては、非常に我々の住民の努力がまず第一だろうと思っています。

ただ、このDMOに関して、町民からいろいろお話が私の耳に入ってきているのは、特に大学生とか何か、あの人たちは何やっているんだろう、どうなっているんだろう、そういうふうな声が私の耳には何度も聞こえてきます。

私も毎週日曜日、昔の本屋さんところでジャズ喫茶をやって、大体25人ぐらい毎回集まってきて、いろいろ話をします。それから、お風呂の

ほうでも、お風呂の受付なんかもやっていますんで、そのときにもお年寄りの方がずっと、今四、五十人、月曜日と木曜日のお風呂には来ます。その中でいろんなお話が出るんですけども、やはりこの問題が耳に頻繁に入ってきます。

やはりやっている人たちだけでは何ともならない、住民が積極的に参加していくような施策というか、参加していくような雰囲気をつくっていかねばいけないと思います。そのためにも、やはり何をしているのかがよく分からないということになれば、広報、告知、その他、まだまだ足りないんじゃないかと、そういうふうには感じるので。

その辺のことは、どのように広報関係はなっておるのか。先ほど町長からもいろいろ聞きましたけれども、それで足りるのかどうか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。まずは、先ほど町長の答弁でも述べておりますところですが、くずまきDMO事業につきましては、今年度の例をまず申し上げれば、春の時期に広報に募集チラシを添えて、全世帯の皆様に参加いただけるような周知は努めているつもりでございます。あと、ほかにも、ライブビジョンやくずまきテレビなどにおいて

も参加を呼びかけているということで取り組んでいる考えではありません。

DMO事業につきましては、人口減少対策をはじめ、観光振興、物産振興、雇用の創出など、多様な観点からまちづくり、町を活性化させるという目的を持ちながら進めているところです。

先ほど議員がおっしゃった大学生関係の事業の例を1つ申し上げますと、まちなかでまずどのようなことを行いながら町を盛り上げるかということ、近年首都圏の大学生方を呼び込みながら取り組んできたところです。今年度につきましては、まちなかに限らず、町内全体で若者と交流しながら町を盛り上げる展開を考えたく、若者と一緒に地域を盛り上げませんかということで、推進する事業に参画しながら地域づくり、あと地域の問題解決などを行う団体さんを募集しながら進めておりまして、今年度江刈馬淵自治会さんに協力いただきながら地域づくり、文化継承などに取り組んでいるところであります。

今の江刈馬淵自治会の取組につきましては、手元に示していますが、今月の広報くずまき12月号の22ページにおきまして、11月に主要な行事を行った記事を町の皆様にご紹介したく、掲載しておりますので、既に見ていただいているかもしれませんが、ぜひ見ていただきたいと思っております。

また、今後もさらに町の皆さん、関係者の皆さんにDMO事業の理解を深めていただくために、これも先ほど町長が活動を報告している旨述べ

ておりますが、今年度も3月に活動報告会を予定しておりますので、議員の皆様、町民の皆様、参加の案内を差し上げますので、ぜひ聞いて、いろいろ考えて意見をいただければと思っております。皆様の意見を参考にしながら、今後のDMOの進め方をさらに充実するように考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

ただ、今ご回答いただきましたけれども、住民と、それから今実施しているいらっしやい葛巻推進課ですか、それとアウトソーシングした部分と、そのコーディネートをしきちとしていかなないと、そこだけが独立してやっていっても、なかなか一体感というか、協働のまちづくりということに対しては、努力は当然なさっているとは思いますが、その辺がちょっと見えない部分があるので、コーディネートする人材も大変だとは思いますが、ぜひともコーディネートする機能も付け加えながら、全員で町を盛り上げていくような政策をひとつ考えていただきたいと思っております。

これで質問は終わります。よろしゅうございます。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

一般質問を続けます。

次に、9番、山崎邦廣議員。

9番（山崎邦廣君）

山崎邦廣でございます。私からは、1件質問をいたします。質問は、将来の安全安心な地域環境の確保について伺います。

本町では、安心安全なまちづくりのために、毎年の防災訓練や避難訓練、そして学校への登下校時での子供の見守り活動など、町内の各自治会や各種のボランティア活動と連携をして、犯罪に強い社会を実現していくための取組を積極的に推進することにより、安全安心の継続的な確保と犯罪の予防を図っております。

ここで、この安心安全なまち町の将来を考えました場合に、今後町内全域での空き家、あるいは長期の不在となる家屋の増加、そして地域での自治会活動などでの高齢化に伴う人手不足の拡大などが予想をされます。このことが要因となり、自治会など、地域での防犯活動やボランティア活動の負担増加へとつながっていく可能性もございます。

そこで、町の将来の安全安心な地域環境の確保につきまして、防犯に配慮した事故などが起きにくい地域環境づくりのために、次の3点を伺います。

1点目は、防犯灯の増設や街路灯にカメラやサイネージ、これは情報発信のシステム、看板、標

識などがございます。などのスマート街路灯を使用することにつきまして、お考えを伺います。

2点目は、公共施設や自治会などの集会施設、公園など、町の施設内での死角、人通りからは見えない範囲の確認や、町道などの道路沿いにおける人の往来に必要な夜間照明の不足の確認とその対策を伺います。

このことは、夜間照明の不足、あるいは明るさの不足は、人にもよりますが、不安感を感じさせる可能性もございます。本町を訪れる訪問者の安心感と町の魅力向上にもつながると思われまので、お伺いをいたします。

3点目は、防犯ボランティア活動に参加しやすい環境の充実、そのために懐中電灯や防犯ブザー、ボランティア保険など、必要な資機材の支援の充実や定期的な防犯講習会の開催についてのお考えを伺います。

以上、町の将来の安全安心な地域環境の確保につきまして、3点を伺います。よろしくお願いたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えを申し上げます。ご質問の将来の安全安心な地域環境の確保についてお答えをいたします。1点目の、防犯灯の増設やスマート街路灯の利用についてであ

りますが、現在町内には防犯灯が約1,100基、道路照明灯が35基、まちなか街路灯が90基設置されているところであります。このうち、防犯灯につきましては、東日本大震災の発災を受け、企業からLED防犯灯を寄贈いただいたことを機に、既設防犯灯のLED化を町内全て図ったところであり、その時点で800基程度の町内総設置数であったわけであり、それが1,100基の設置へと300基ほどの増設を図ったところであり、

また、その後の増設につきましては、各自治会等から必要箇所の要望を受け、随時対応しておりますことから、設置箇所数につきましては充足しているものと認識をいたしております。

町としましては、引き続き住民のニーズを踏まえながら防犯灯の整備に努めてまいりたいと、そのように考えております。

また、スマート街路灯であります、街路灯本体にカメラやセンサーなどの制御機器を搭載し、環境情報や交通データを収集し、省エネや交通安全などの対策につなげるほか、デジタルサイネージ、電子看板であります、こういったことによる情報発信など、様々な分野での活用が期待できるものであります。

町としましては、今後スマート街路灯の整備の必要性や費用対効果のほか、住民ニーズやプライバシー保護の観点等、総合的な視点で判断してまいらなければならないものと考えております。

2点目の夜間照明の不足の確認とその対策に

ついては、1点目でお答えを申し上げましたとおり、防犯灯の増設につきましては、各自治会等からの要望を受けながら随時対応しておりますことと、800基から1,100基へと300基増設をしたという、そういった状況でありますことから、大きく不足しているものではないと、そのように認識をいたしているところであります。

引き続き、各自治会等からの要望を伺いながら、安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

3点目の防犯ボランティア活動に参加しやすい環境の充実についてであります、町では葛巻町地域安全に関する条例に基づき、防犯指導員8名を任命し、登下校の見守りや学校訪問のほか、各種イベントにおいて出動するなど、防犯のために必要な指導や防犯思想の普及に努めているところであります。

また、通勤通学等の際には、町が委嘱している交通指導員をはじめ、交通安全母の会や自治会、PTAスクールガードなどと連携をし、交通安全の保持に努めているものであります。

町としましては、防犯対策をはじめ、交通安全や防災など、安全安心な地域をつくるため、各種団体等と連携するとともに、各種団体が行う活動に対しまして、町として支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ご答弁ありがとうございます。再質問を何点かさせていただきたいと思います。まず、防犯灯と街路灯でございますが、防犯灯には全国的に照明器具としてLED、蛍光灯が使用されているようでございます。それから、目的が違います街路灯につきましては、ナトリウム灯や水銀灯など、明るい照明器具が使われております。

そこで、本町におきましては、設置個数は充実しているというお話でございます。私もそう感じておりますが、本町、大ざっぱにこの面積を考えますと20キロ四方でございます。そして、各地域、集落の間隔も、町中心部から離れるに従って広がってまいります。

そこでであります。まず防犯灯の設置と維持管理、これまでも地元自治会との連携で維持してきたというお話であります。そこで、町と自治会との連携、役割であります。この辺は明確になっておられるのか、あるいは維持管理、地元にとりましては日頃の見守り活動でございますが、機材の故障など、不具合を発見した場合の連絡体制など、自治会の役割について確認をさせていただきたいと思います。お考えを伺います。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

防犯灯に係る自治会の役割についてのお尋ねでございましたけども、防犯灯につきましては町のほうで設置しているものでございまして、自治会のほうにおかれましては日常的な維持管理といたしましては、消えた箇所等があれば役場のほうにご連絡をいただきたいということで、日頃から注意深く見ていただければいいのかなというように思っております。特に書面で、そういった何か取決めをしているというようなことではございません。

以上でございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。この防犯灯、街路灯、街路灯については管理番号が付与されているようでありますけども、防犯灯についてはそういうこともないかとは思いますが、防犯灯の維持管理を自治会とした場合の見守り、先ほど申し上げましたが、地域での防犯パトロールなどに合わせた点検、確認も考えられると思います。

そこで、今後防犯灯の設置の対応でございますが、自治会や地域住民からさらに防犯灯設置の要望があった場合に、防犯灯の性能や機能を考慮した上で、町としてどのような対応をするお考えかを伺いたいと思います。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

防犯灯の設置の要望についてのお尋ねでございましたけども、要望があった場合にはその箇所の必要性を確認した上で、必要であると判断した場合においては、役場総務課のほうを担当になりますけども、新たに設置しておるところでございます。これまで、最近におきましても令和4年度は3基、令和5年度は4基、そして今年度は3基ほどの新たな防犯灯を設置しているところでございます。

新たな要望箇所につきましては、自治会からの要望があったものについて対応しているというところでございまして、仮に個人から要望があった場合には、自治会のほうから上げてくださいますように総務課のほうでは対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。日頃の対応につきましても、ありがとうございます。

そこで、防犯灯や街路灯設置の際の経費の負

担、先ほど町で設置ということでした。

さらに、設置の負担と併せて、日常の電力料ですか、電気代を含めた経費の負担につきましては、自治会負担について関係しておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

設置に係る工事費については、役場のほうで予算を措置しておりますし、その後の電力につきましても役場のほうで負担しているところでございまして、1基幾ら、200円程度だと思いますが、そのくらいの額で月々、件数が多いですから、額も相当になりますけども、役場でお支払いはしているところでございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。ここまで防犯灯、それから街路灯の設置に関わるところをお尋ねしておりますが、ここで防犯灯設置に関係する規則、ルール、これは定められているのでしょうか。先ほど街灯と防犯灯の目的の違いや照明、明るさの違いもあることを確認させていただきましたんですが、そういった機材を設置する際の決まり、

これは定められているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

防犯灯の設置にルールがあるかというようなご質問だと思いますけども、特に条例とか規則、そういったものについては定めていないところがございます。防犯灯を、例えば距離がどうだとか、暗いところにはどうだとかと一律にルールを決めて設置するようなものではないのかなというようなところがございます、個別に必要ながあれば、その必要性を検討した上で、要望に基づいて役場のほうで設置している状況でございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。この防犯灯、街路灯も含むかと思いますが、都市部におきましては条例などでもって街路灯に要求する性能であったり、それから設置する間隔であったり、それから地面からの高さであったり、そういった最大限の効果が得られるような基準を定めておるところもあるようでございます。

先ほどのお話で、規則は定められてこなかったというお話がございました。将来の町の安全安心な環境づくりを考慮した場合におきましては、やはり条例を制定する、町民あるいは自治会などに責任を課す場合には条例でなければならないと承知しておりますけれども、条例を制定する場合を考えた場合に、そういった細かい基準、あるいは設置場所についても通学路とかも含まれると思います、そういった性能基準であったり、要望対応、先ほど自治会の要望についてはお話を伺いました。

そこで、副町長にお尋ねをしたいと思います。要求を満たす防犯灯、あるいは街路灯の設置に係る条例、こういう決まりを制定するお考えはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。防犯灯の設置に当たっての基準、ルールといいますか、考え方があるかということでございます。その中で、今全国的なという話もございましたので、少しお話しさせていただきますが、防犯灯を全国的に調べてみますと、全国町村で条例を設置している町村は8町村ということで、そしてまた規則等で設置しているのが25団体というようなことでございました。

そういう中で、内容を見てみますと、今おっしゃいましたような基準というのもあるわけですが、そのほかにも設置に関わる費用、それを公共団体と地域の負担割合を示しているといえますか、そういう規定がほとんどであったように思っておるところであります。

先ほど以来お話し申し上げておりますように、当町におきましては、防犯灯に係る電気料であったり、あるいは修繕料、それから設置の費用、さらには移設等々もあるわけですが、そういったような負担につきましては町が全額負担しているということをございまして、地域の負担が生じないように今努めてきているところでありま

す。あわせてまた、設置の基準であったり、あるいは性能等の基準等々でございますが、これにつきましてはそれぞれの地域の事情であったり、それからまたそういう地域の意向等々もございまして、そういったふうな部分の中で、一律にという規定というのはなかなか難しい状況にもあると、このようにも思っております。

例えばであります、東日本大震災の際に、今日の町長からの答弁の中でも、300基、あるいはそういったような状況に増設した時期もあるわけですが、その際は一定の基準で相手方からは寄附を受けて、そしてそれを適用するという形になりますので、一方的にこっちのほうで一定の基準を決めてということ等というのはどうか

といたしますか、そういうこと等を考えますと、そういう基準というのが現段階のところ、町の地域の負担、あるいは基準等々につきましても、地域の事情を踏まえるという形を取っておりますので、あわせてまた他のそういう寄附等々もいただきながら、そういう防犯施設の整備にも当たってまいりました経緯を見ますと、現段階でも必要性はないのではないかなと、このようにも思っておりますところですが、今後防犯灯の維持管理等につきましては、これまで同様に自治会等との連携をしっかりと決めながら進めてまいりたいと、このように思っておりますし、そしてそれぞれの役割につきましても、改めて広報等にもしっかりと周知しながら、防犯灯の適正な維持管理に努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。健康で安全に暮らせる地域、これは誰もが願うことでございますので、これまでの対応を引き続き今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

一般質問を続けます。

次に、1番、竹花結議員。

1番（竹花結君）

1番、竹花結です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。

まず、当局におかれましては、常日頃より子育て支援に対する並々ならぬご尽力に対し、心より感謝申し上げます。今回はさらなる安心の子育てを支える環境づくりと子供たちの教育環境の未来について、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目についてですが、町内で子育てをする保護者の多くは、葛巻病院小児科の受診日以外には、近隣の小児科クリニックをかかりつけ医とし、子供たちの健やかな成長のサポートを受けている実情にありますが、そうした中で町外医療機関での乳幼児健診を希望する保護者への対応と周知方法についてお示しいただければと思います。

2点目は、子育てガイドブックについて、その配付が終了もしくは停止されている状況にありますが、その理由と今後の対応についてお伺いします。

3点目は、子供たちの教育と今後の未来について。小中連携、中高連携における現在の教育の取組とその成果、今後の展開と方向性についてお伺いします。

以上の3点につきまして、当局のお考えをお伺

いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。1点目の安心の子育て環境についてお答えをいたします。まず、1点目の町外医療機関での乳幼児健診を希望する子育て世代への対応と周知方法についてであります。乳幼児健診につきましては、乳幼児の健康増進や疾病の早期発見、早期治療につなげること、併せて子供の成長、発達や育児に関する保健指導、相談などを適切に行うため、身体の発育、運動発達、精神の発達、視覚や聴覚などの状態を含めて、総合的に医師から確認していただくものであります。

乳幼児健診は、母子健康法において1歳6か月児健診及び3歳児健診の実施を市町村に義務づけるとともに、それ以外の乳幼児に対しましても必要に応じ、健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないと規定されております。

このことから、町では勧奨事項となっている生後1か月から12か月までを対象とする乳児健診につきましては、県医師会、県医療局、岩手医科大学附属病院及び盛岡赤十字病院と契約を締結し、県内全ての小児科医療機関での個別受診が可

能な体制を整えております。受診機会と保護者の利便性の確保に努めているところであります。

一方、実施が義務づけられている法定健診の1歳6か月児健診及び3歳児健診につきましては、町では子供の健康と成長を支援するための重要な母子保健事業と位置づけて、乳幼児健診よりも関わりを深めた事業として、葛巻病院の小児科医のほか、保健師、栄養士、保育士など、多職種が関わりを持ちながら情報を共有することで、必要なケアやフォローにつなげることでしております。

こうしたことから、1歳6か月児健診及び3歳児健診につきましては、葛巻病院及び町専門職員による健診方式により実施をしているものであります。

次に、周知についてであります。町では保健師及び助産師による新生児訪問の際に、健診の受診時期や受診方法などに関するパンフレットと各健診受診票をまとめたファイルを作成し、説明させていただいているほか、1歳6か月児健診及び3歳児健診につきましては個別にご案内をさせていただいております。また、医療機関での満1歳までの乳幼児健診の受診状況を把握し、乳幼児相談や家庭訪問の際に未受診者への受診勧奨を行うなど、きめ細かな対応に努めているところであります。

なお、乳幼児健診を含め、母子保健事業等に関する事業説明につきましては、これまでと同様、乳幼児及び保護者の方々の不安や負担を可能な

限り軽減できるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の子育てガイドブックの配付が終了もしくは停止している理由と今後の対応についてという質問であります。子育てガイドブックにつきましては、町の子育て支援対策に関連する各種制度の情報のほか、生涯学習事業、町の主なイベント情報などをまとめたA5判サイズの冊子形式で作成したもので、平成28年等から令和2年度まで配付してまいりました。その後、国の制度の改廃や町の新規事業の創設などにより、記載内容を修正する必要が生じたことから、令和3年度以降は冊子形式のガイドブックに代え、健診及び予防接種事業など、各種母子保健事業を主とした説明書を集約したファイルを新生児訪問の際に保護者にお配りをいたしております。

今後におきましても、子育て支援に関する効果的な情報発信の方法について検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子供たちの教育と今後の将来についてお答えをいたします。まず、1点目の小中連携、中高連携における教育の取組と成果、今後の展開と方向性についてであります。町では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる教育大綱において、活力ある葛巻を創造するたくましい子供の育成を掲げ、町総合計画の実現に向け、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成を図るための教育施策を展開しているところであ

ります。

また、町の教育に対する期待に応え、学校での確かな学力の向上、家庭での規則正しい生活習慣の形成、地域社会における児童生徒の健全育成の環境づくりなど、それぞれが役割を十分に果たしながら、互いに連携を図っていくことを基本理念といたしております。様々な教育施策に取り組んでいるところであります。

その一つとして、平成 25 年度から地域全体を一つの学びやとして総合的かつ連携的な学びを推進する葛巻町ふるさとキャンパス構想を立ち上げ、開かれた学校、4校種連携とふるさと学習の3つの重点項目を掲げ、保育園、小学校、中学校、高等学校の4校種並びに行政、地域が連携した学校教育の展開を実施してまいりました。現在構想の立ち上げから12年が経過し、児童生徒数が減少する中でも、就学前教育から義務教育、さらには高等学校教育まで一貫した見通しを持った連続性のある教育の推進により、確かな学力の育成、児童生徒一人一人の資質や能力の伸長といった成果につながっているものと感じております。

また、中高連携につきましては、県内では平成14年から葛巻高校と軽米高校が取組を始め、町では葛巻地域中高一貫教育として中高の教職員が相互に乗り入れ事業を実施し、校種を超えた連携を進め、6年間の連携した学びによる学力向上を図ることや、中高合同での芸術鑑賞や奉仕活動などを通して、生徒間の交流も深められています。

このような取組により、町内中学校からの葛巻高校への高い進学率につながっているほか、葛巻高校の存続、発展の支援施策を進めてきた町独自の山村留学制度、公営学習塾の開塾なども相まって、町外からの入学者も増加をしているものであります。このことにより、1学年2学級が維持されており、卒業後の進路につきましても国公立大学などへの進学者が増加するなど、現在では県北地域になくてはならない、選ばれる地域の拠点高校になってきていると感じているところであります。

今後の展開と方向性についてであります。小中連携におきましては、葛巻ふるさとキャンパスを中心に、これまでの取組をさらに進化させ、各学校間での学習指導、学習内容、学習規律の連携を深め、確かな学力の育成に努めることを目標に、今後今年度新たに取り入れた小規模複式校に対応した学校間のオンライン授業のさらなる充実を図り、引き続き全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと主体的・対話的で深い学びの充実に努めてまいります。

また、中高連携につきましては、これまでの成果に加え、小中連携を接続した就学前教育から義務教育を経過し、高等学校教育までの一貫した見通しを持った連続性のある教育の充実を図りながら、中学校卒業後の進路決定につながるよう、中高一貫教育のさらなる充実に向けた取組を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1 番（竹花結君）

ありがとうございます。まず1点目について、くれぐれも誤解のないようお伝えしますが、葛巻病院小児科の利用が大前提であることはよく認識しております。しかし、実例として、町から配付される健診資料に、町外医療機関の場合は自己負担となるが、受診可能と取れる説明がなされていたので、仕事の都合上から土曜日に診察を行っている小児科にて健診を受けようとしたところ、当町とは契約をしていないという理由で断られるケースがありました。恐らく近隣医療機関と保護者と、双方の認識のずれにより、このような事例が生じたと思います。

こうしたことが今後起こらないよう、やはりより分かりやすいアナウンスが必要ではないかと感じます。そのために、2点目の質問でお伺いしたガイドブックもそうですが、より子育てのしやすさをサポートするために、例えばですが、この町の子育て世代へ向けた公式ラインを開設するといった方法があると思います。

ラインは、住民の生活の質の向上のために自治体プランなども展開しており、現在全国で7割の自治体が公式ラインを開設するなど、その実績は確かなものがあり、さほどコストもかからないと思われる。子育て世代においては、恐らく100%

の割合でラインを利用していると推測できますので、こういったコンテンツに町の子育て情報を集約し、なおかつ子ども・子育てに関するイベントや国、町の取組などの最新情報の配信、現在郵送で行われている歯科健診の案内や受診の有無の確認まで、便利な活用方法が様々期待できると思いますが、このような新たな子育てサービスの展開についてはいかがお考えでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答え申し上げます。まずは、健診の部分について、その周知方法といえますか、説明内容についてちょっと誤解を招く説明の記載があったということで、私のほうでもこちらのほうを確認させていただきました。

子育て支援パンフレットに代わりまして、現在このようなファイルで、差し替え可能な形で新生児訪問の際に各家庭にお配りしているわけですが、その中で各種相談事業、あとは先ほどお話にありました乳幼児健診の年間スケジュール表をこのような形でお示ししてご説明申し上げます。

その中で、1歳6か月児健診のところなんです、1歳6か月児健診の隣に、葛巻病院小児科で受診していただきますというように記載があり

ます。そして、この右端のほうに、また今度は対象、受け方などという説明がありまして、そこでは場所に関しては各医療機関というような表現になっております。正しくは、明確にするのであれば、ここは葛巻病院小児科というような記載にすべきかと思っております。そのようなことから、ここの部分については修正して、また再度お配りさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

あとは、周知方法、このような健康福祉課等の事業等に係る周知方法ということでございますが、こちらのほうにつきましては、これまではそれこそライフビジョンとか、町のホームページ等を利用して、あと広報紙を用いまして周知してまいりましたが、先ほど議員お話しになりましたように、当課のこの健診の対象となる方々については若い世代が対象になります。若い世代の方々ですので、スマホのほうについても非常に日頃から使い慣れて、そこからの情報入手という面でもすんなり情報を収集していただけるのかなというように考えています。

ですので、これまでの町のホームページ、あとはライフビジョン等を使つての周知方法も検討するとともに、今の若い世代に受け入れられやすい、そういうようなSNSを利用した情報発信、特にもSNSに関しましてはピンポイントで、この情報が欲しいという方にその情報がピンポイントで届くというものがございますので、その辺につきましては今後また検討させていただきた

いと思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。非常に前向きと取れる返答をいただけて、とてもありがたく感じますし、それでこそこの町独自の子育てサービスの展開と言えらると思います。

たとえ出生数が減少傾向にあっても、子育て支援に対してできることは徹底的に手を尽くす姿勢があれば、必ず新たな道が開けるはずで。現在乳幼児を育てている保護者へ、またこれから新たにこの町の宝となる子供の誕生を望む人たちの未来の子育てがより便利になるよう、新たなサービス、環境づくりに期待をいたしたいと思します。

続きまして、3点目の質問に関連して、小中学校の学習機会の保障についてお伺いしたいと思います。少子化や教員不足など、厳しい環境に置かれている現状でも、質の高い教育というのは常に求められるものであり、その機会が限られてしまうと、結果として将来的な可能性が制約される懸念があります。そういった観点から、教育スタッフの確保や学習資材の充実、さらにはICT教育の導入など、先ほどの町長答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、今後どのように進めて

いくのか、具体的にお示しいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木満君）

教育長。

教育長（石角則行君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。質の高い教育ということで、学習機会、様々な意味で子供たちの教育の将来を考えるのは、大変重要なことだと認識しております。まずもって、学習機会と学力の保障という点で考えますと、新型コロナ感染症拡大の影響で全国的な学校休業になった際に、学習機会と学力の保障というのは取り上げられ、再認識され、令和3年の中教審でも、令和の日本型学校教育の構築の中でも基本施策の中に、国のどの地域で生まれ育っても、知、徳、体のバランスの取れた質の高い教育を受けられることが国の義務と定められ、町としてもこのことをしっかりと受けて、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

そういった中で、学習の機会につきましては、まず学校教育法施行規則におきまして、教育課程で定められておりました時定数や日数、こういったものをしっかりと管理しながらまず進めていくこと、そして学習の機会の中で今1つ大きな話題となっているのは、義務教育の中で不登校児へ

の対応はどのようにということで、やっぱり何らかの形で学校に来られない児童生徒もおる、こういった児童にもしっかりと、例えばプリント学習で家庭訪問する、あるいは先ほどお話があったようなICTを使って、家庭と授業をつないでオンラインで授業を見せる、そういったところによって遅れ感をなくする、あつ、こういった事業をやっている、僕も、私もまた行きたくなる、そういうふうなことを促すような仕組みにもなっているし、そういったことでの学習機会の保障というのも町では進めておるところでございます。

続きまして、学力の保障というものも一定数大事な要素となっております。現在の学習指導要領では、教育課程に基づきカリキュラムマネジメントが重要とされ、学習定着度を確認する一つの手段として全国や岩手県でも実施しております、学力調査というものがあることはご存じかと思いますが、それによりまして各学校ごとにその回答分析を行って、それを基に児童生徒がどのような学習項目ができている、あるいはできていないかを見極め、特にもできていない学習項目につきましては、どのような学習指導がよいかをさらに検討し、全ての子供たちにとって一定の身につけさせたい学力が達成されるような部分に努めて、学力の保障というものについても町としても取り組んでおるものでございます。

また、心配されます少子化の話もちょっとございましたので、そちらの部分に触れさせていただきますが、岩手県では小学校の約3割近くが小規

模、複式学級、学校であると言われております。
その中で、小規模、複式指導に特化した研究部会
もあり、町では3校がその学校に該当し、研究事
業等が進められております。その一つの事例とし
て申し上げますと、来年度は小屋瀬小学校におい
て、岩手地区の小規模、複式の授業研究が行われ
る予定がありまして、これには岩手地区の同様の
学校、町内からも先生方が来て、研究発表に向け
た準備を進め、その研究会の発表授業により、さ
らに授業の質が高まり、もって児童の学習力の向
上に寄与するものと考え、町内各小学校にも波及
するものと考えております。

また、人的支援としましても、複式学級は2つ
の学年を1人の先生が指導するという、複雑かつ
大変な部分もありますが、そういった部分を補足
する意味でも、町独自の学力向上支援員を10年
にわたっても配置しており、学力の保障について
も力を入れて、変わらず子供たちの教育の未来が
明るくなるように努めているものでございます
ので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。このすばらしい葛巻の
教育環境の中で、今後ますます子供たちが地域の
枠を超えて、様々な学びの機会を得ることが非常
に重要であると考えます。学習機会の保障、小中、

中高と縦の連携については、とてもよく理解をい
たしました。

今後はさらに横の連携、つながり、例えばすと
少人数では思うように成り立たない活動は、思い
切って学校の枠を超えて団結し、学びの機会をつ
くっていく、運動会や学習発表会、文化祭など、
他校のイベントも見学、鑑賞して、刺激や学びを
得るなど、横同士のつながりをより一層深めてい
くと、さらに充実した豊かな学校生活を送ること
ができるのではないかと考えますが、そういった
面での今後の展開についていかがお考えでしょ
うか、お伺いいたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

教育長。

教育長（石角則行君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町長の
答弁でもありましたとおり、小中、中高と縦の連
携はこれまでも深めてまいりました。そういった
中で、葛巻ふるさとキャンパスということで中学
校区を一つの柱として、江刈学校区、葛巻学校区、
小屋瀬学校区ということにつながりをやりなが
ら、連携も含めて、保育園から続けたというのは
先ほど町長の答弁でもありますとおりござい
ます。

そういった中で、横の連携ということで今ご質
問あったと思いますが、そういった学び、大事な
部分だと思って考えております。先ほども答えま

したとおり、少ない中で新たな学習展開をやるには、やっぱり深める学びということで、町長答弁にもありましたとおり、今年度各小学校を遠隔オンライン授業でつなぐというものを試みてみました。

そういった中で、取組の事例として岩手日報でも、山村地域の教育環境をデジタルの力で整え、町内の小学校が連携して学びの広がりや充実につながったと紹介されております。この中で、子供たちに感想を聞きましたところ、他校児童のいろんな意見が聞けてよかった、また違う学校との授業が増えればうれしい、先生方からも子供が少人数でも考えが広がる授業ができたということで、遠隔オンライン授業のさらなる可能性を強く感じているものでございます。

これまでも例えば特別活動としましては、小規模校の修学旅行などは江川地区の江川小学校、五日市小学校が連携しながら、どういった学びをするかということの検討会を重ねて、そして学習活動に、同じバスに乗って、新幹線に乗って見に行ってくるといった活動もやっておりました。

議員さんが言っていたように、これからの新しい展開としては、例えば運動会であるとか、学習発表会といったのは、連合音楽会等ではやっていますが、そういった部分も今後校長会とも相談しながら、子供たちの広がる学びにつながるのであれば、十分検討していくことは可能だと思っております。

大事なことは、児童生徒の広がる学び、教育の

歩みを止めないということが大事だと思います。縦の連携から横軸の連携も今後しっかりと考えてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございました。葛巻の子供たち、とても活発な高校生を筆頭に、郷土愛あふれる中学生、小学生、そして保育園児までもが、いつまでも躍動感あふれる活動ができるよう、より一層保護者、地域との連携を高め、町一体となって子供たちの成長と学びを支えていく環境づくりは、今後ますます必須だと考えます。子育てをしていると、理想と現実のギャップに頭を悩ませることも多々ありますが、常に前向きに子供たちの将来を照らし続けることが重要であり、それは少子化の教育環境においても同じではないかと思えます。今後もこの葛巻の充実した教育環境の中で、子供たちが生き生きと活動できるよう、そしてそんな子供たちの未来に責任を持てるのは子育て世代です。子育て世代が積極的に意見を交わせるような機会を設けながら、今後の教育の発展に引き続きご尽力いただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

ここで11時25分まで休憩します。

（休憩時刻 11時17分）

（再開時刻 11時25分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、4番、柴田勇雄議員。

4番（柴田勇雄君）

一般質問、4人目となる柴田勇雄です。今期一般質問では、次の2項目を通告しておりますので、質問をいたします。

最初に、高齢者福祉への充実支援対応についてお尋ねをいたします。令和6年度から8年度の葛巻町高齢者健康福祉計画が過般配付されましたので、その中から対応策等について伺います。この計画によりますと、当町の平成27年の総人口は6,718人から、令和6年は人口5,367人、これは推計値でございますが、となり、1,351人、率でマイナスの20.1%の減少で、残念ながら人口減への歯止めがかからず、過疎化がますます進み、深刻化しております。

総人口が大きく減少する中で、65歳以上の高齢者人口は僅か9人の微減にとどまっています。高齢化率では、平成27年40.8%に対し、令和6年は限界集落と呼ばれる50.7%に転じています。当

町の50%超え高齢化率は、県内33市町村中、第2位の高率で、町民の2人に1人が65歳以上の高齢者という現実に直面しております。

またあわせて、世帯数の推移でも高齢化率が高い現状から、令和5年総世帯数2,672世帯のうち、高齢者がいる世帯数は1,938世帯、率にしますと72.5%であり、一人暮らし世帯数も826世帯、これは30.9%になります。年々増加している現状にあります。

ちなみに、私たちが住んでいる岩手県の高齢化率は、令和5年現在で35%、全国で最も高い秋田県は39%、最も低い東京都で23%と、今後高齢化率は全ての都道府県で上昇していくとの調査見通しであります。

これら高齢者を取り巻く現状と高い高齢化率を踏まえ、当町の高齢者対策はまちづくりの最重要課題と捉えておりますと同時に、50%超え高齢化の負の暗いイメージだけ背負うのではなく、これを払拭していくとともに、他町村に先駆けた高齢者施策の明るい展望が肝要と考えます。そして、住み慣れた地元葛巻町の高齢者の全ての方々が100歳時代を切り開き、健康長寿で生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりを願っていることから、次に掲げる町の高齢者福祉への充実支援策、対応策について伺います。

1つ目に、向こう10年後、これは令和15年を見据えての町人口及び世帯数規模の推計動向について伺います。

先ほどの総人口、世帯数の動向に伴っての高齢

者人口、高齢化率も含めてですが、これと高齢者世帯総数、これは一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯、その他の世帯別にの推計動向について伺いをいたします。

3つ目に、過去10年間の要支援、要介護認定者は、第1号被保険者にあつては600人台での横ばいの推移で、第2号被保険者、これは40歳から64歳にあつては17人から4人に減少となっておりますが、今後の推計動向について伺います。

4つ目に、高齢化率の上昇、一人暮らし世帯の増加等から、地域包括支援センターの役割がますます重視されますが、地域包括ケアシステムの推進対応の概要について伺います。

5つ目に、急速な高齢化で、認知症は今や誰もがなり得るとし、認知症基本法が1月から施行され、町では認知症施策の策定、実施する責務があるようですが、認知症予防施策の推進対応について伺います。

6つ目に、健康寿命を延ばし、医療、介護費用の軽減を図るため、初期の介護予防施策を重視すべきと考えますが、その推進対応策について伺います。

7つ目に、町では全世帯に、全国に先駆けて情報通信網を整備しております。この情報通信技術、ICTを活用した高齢者見守り手段等、我が家で安心、安全に暮らせる強化普及推進策について伺います。

次に、2項目めの会計検査院から不当と指摘された整備事業内容について伺います。このことに

つきましては、去る11月7日付の新聞報道によりますと、葛巻町が実施した中心市街地活性化事業に向けた橋の整備事業で、特別交付税において3,668万円が会計検査院から不当と指摘され、税金の無駄遣いと報道にびっくりいたしました。

何でびっくりかといいますと、地方交付税の特別交付税は予算決算に関わる議決と認定の重要事項であり、議会と深い関わりがあるからです。しかも、特別交付税においての不当との指摘は、これまで聞いた例がなく、戸惑い、意味を解することはできませんでした。

会計検査院では、当町の不当事例を11月6日に令和5年度決算検査報告の概要として公表しておりますが、具体的内容の公表はありませんでしたので、次の事項について伺います。1つ目に、会計検査院から不当と指摘された特別交付税の整備事業の具体的内容と経緯について伺います。

2つ目に、不当と指摘された特別交付税3,668万円の返還と事後対応について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問に答弁を申し上げます。1件目の高齢者福祉への充実支援策対応についてお答えをいたします。1点目でありますが、向こう10年後の町の人口及び世帯数規模の推計動向につ

いてであります。令和6年度から令和9年度の4か年を計画期間とする葛巻町総合計画後期基本計画では、令和22年に4,000人台の人口を確保するため、少子化対策を強化するなどの対策により一定の出生数を確保していくことと併せて、健康増進、健康寿命の延伸、福祉の向上を図りながら、人口の自然減の減少を目指すほか、地域の魅力を高めて町出身者の定着や移住者を呼び込むなどの対策により、社会減の抑制を図ることにより、令和15年の人口を4,430人と推計をしております。

なお、世帯数につきましては、正式な推計はございませんが、近年の世帯数の推移から推計しますと、令和15年における世帯数は2,360世帯ほどと見込まれるものであります。

2点目の、高齢者人口及び高齢者世帯総数の推計動向についてであります。盛岡北部行政事務組合の推計による当町の令和15年の高齢者人口は2,235人です。高齢化率は53%とされております。

高齢者総世帯数につきましては、町独自の推計で1,730世帯ほどと推計をしており、その内訳であります。一人暮らし世帯770世帯、高齢者世帯450世帯、その他世帯510世帯と見込んでおります。

人口減少に伴い、高齢者世帯数は、令和4年に1,968世帯だったものが、令和6年には1,911世帯となっております。ここ3年間で毎年緩やかに減少している状況であることから、今後も徐々に

減少していくものと見込まれます。

一方で、全世帯に占める高齢者世帯の割合につきましては、総世帯数が減少傾向で推移することに伴い、全体に占める高齢者世帯の割合は微増で推移していくものと推計をしております。

次に、3点目の要支援、要介護認定者の推計動向についてであります。盛岡北部行政事務組合の推計によりますと、要支援認定者数は令和5年の161人から、令和8年には152人と、要介護認定者数は令和5年473人から、令和8年には464人と、いずれも減少していくものと見込んでおります。要介護認定率については、今後3年間は現状の23%程度で推移していくものと見込んでおります。

4点目の地域包括ケアシステムの推進状況についてであります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療、介護、生活支援などといったサービスを包括的に提供するため、在宅医療、介護連携の推進を図りながら、必要なサービスを受けられる体制整備を推進するとともに、地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議やケアマネ会議による関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の認知症予防施策の推進対応についてであります。国による全国の推計では、令和4年における推計認知症患者数は443万人とされており、高齢者の約8人に1人が認知症と推計されております。また、今後につきましても、高

齢化の進展に伴い、認知症患者数は増加していくものと推測されているものであります。

こうしたことから、高齢化率が高い当町においては、認知症施策の推進は待ったなしの状況にあり、医師を含む多職種で構成する認知症初期集中支援チームでの早期発見、早期治療に関する活動のほか、認知症の方やその家族を見守る応援者の育成として、認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民の理解と意識醸成に取り組みながら、受講者の方々を中心としたサポートチームの結成を目指しているところであります。こうした認知症サポートチームは、チームオレンジと呼ばれており、地域に住民の集いの場を設け、その中で認知症の方やその家族に対し支援を行うもので、見守り、話し相手、困り事への支援など、認知症の方々の安心した生活の支えになるものと期待をしているところであります。

6点目の介護予防施策の推進対応についてですが、高齢化の進行などに伴う身体的な衰えによって介護状態に陥ることを予防するため、町ではこれまで各地域での介護予防教室の実施や歯つらつ栄養教室、リハビリ専門職によるフレイル予防教室の開催のほか、シルバーリハビリ体操の普及など、地域住民の協力をいただきながら介護予防事業を推進してまいりました。

今後におきましても、引き続き介護予防活動に関する普及啓発も含め、地域住民のニーズに合った事業展開を行ってまいりたいと考えております。

7点目の情報通信技術、ICTを活用した高齢者見守り手段等の強化普及推進についてですが、現在高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯に対しまして、町の情報通信基盤を活用し、遠方に住む家族や地域で見守りを行うくずまきほっとライン事業や、高齢者等の急病や事故、火災など、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置の貸与などの事業を行っているところであります。

今後は町が持つインフラ資源をさらに活用し、現在の緊急通報装置に人感センサーを追加した見守り機能の強化を図るなど、ICT技術を有効に活用した効果的かつ効率的な対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目の会計検査院から指摘された整備事業についてお答えをいたします。1点目の会計検査院から指摘をされた特別交付税の整備事業内容と経緯についてですが、初めに事業内容ですが、令和3年度に実施した地方創生推進交付金事業において、林業の町葛巻をPRするためのランドマークとして、まちなかへの誘客及び回遊性の向上による歩き回りたくなるまちなかの形成と地域経済の活性化を図ることを目的に、新たに架け替えられた大橋に木製上屋を整備した事業であります。

この整備費用につきましては、2分の1が地方創生推進交付金、残りの2分の1は町の負担となるもので、町負担分の財源として地方債を充当したところであります。

次に、経緯ではありますが、本年度実施された令和3年度分の特別交付税の検査において、検査院からは当該整備事業に係る特別交付税の算定に当たって、一部対象外経費が含まれていたことから、特別交付税が過大に交付されているとの指摘を受けたところであります。

なお、特別交付税の算定は、県と協議をし、県の審査を経て国に資料提出していることから、検査は県の職員が同席の上、受検をしております。

次に、2点目のこれに伴う今後の対応についてではありますが、令和3年度において過大に交付された特別交付税につきましては、本年度の特別交付税の算定において既に錯誤があった旨を県を通じて国に報告しており、本年度の特別交付税において交付額から差し引かれるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。まず最初に、大きな事項でございますので、町長の姿勢をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。高齢化率は、先ほどの答弁の中でも、減少することはなく、前、前と進んでいって、これは全国で一番進んだような町であるわけでございます。一般的に高齢化率が高い、そういうふうなイメージになりますと、本当に何となく将来が明るい展望を描

けないというのが一般的な見方のわけでございますが、町長は県の町村会長もおやりになっておりますので、それではやはり社会は、私は決していい社会になっていくとは考えておりません。

したがって、高齢者が多いということは、逆に私は経験をたくさん積んだ方々が多い町、それからいろんな経験をしてまちづくりが現在に至っていると、こういったようなところを特に生かして、先ほども申し上げましたが、あまり負となるような考え方に立たないで、もう少し高齢化でも活力のあるまちづくりが必要だと、この考え方、やはり全国に必要ではないのかなと私は思って、特に岩手県内の町村の方々に必要ではないのかなと。

こういったような、岩手県の町村会のリーダーの町長として、そういったような高齢化の負だけを背負うんじゃなくて、もう少し明るい展望も、県内そして全国に希望を持たせるような明るい展望をぜひ考えていただきたいものだなと、こういうふうに考えておりますが、冒頭に町長の見解をお伺いさせていただきます。よろしく願います。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

柴田議員から、町長の考え方ということでございます。高齢化に関しましては、私も県内におい

ても、全国の会合、会議の中にあっても、我が町は高齢化も先進地の町葛巻でありますと、そのように申し上げているところであります。高齢化する、高齢者が多く住んでいるということは、まさに町の安定にもつながっている、だから安定した我が町葛巻でもあろうというふうにも思っておりますことと、高齢化に関しては、高齢者に合うようなまちづくりを細やかに展開していくことだというふうに思っております、これは全国に実践事例、模範事例、そう多くないわけでありませぬ。まさに葛巻の取組が次の時代、よその町では何年か後には葛巻と同じような状況になるわけでありませぬので、葛巻がそういう意味でも先進参考事例にされるんであろうというふうに思いません。

今の人口規模にあって、そして福祉施設もこのくらいあって、やっとならでちょうどいいくらいに回っているわけでありませぬので、都市部の皆さんは葛巻のこのくらいの率に、民間と一緒にしながら、あるいは公設民営であれ、公的な機関であれ、充実をさせることはできますか。将来、今高齢化率が低いところなどは、本当は厳しい状況になるんでないですかというような不安もありながら、そして若い世代に葛巻とも連携をしましょうということも訴えながら、いろんな活動をしているものであります。

高齢化する、年を取るということは、誰もが通る道でありますので、この誰もが通る道は、今からみんながいい道をつくっていくというのが私

の基本的な考えであります。そして、自分が生まれ育った、住み慣れたこの地域で安心して最期を迎えることができるように、そして葛巻でよかつたど、誰もがそういった意味で幸せを実感できるような、そういうまちづくりを目指してまいりたいと、そんなふうには思っているものでありますので、どうぞ今後におきましても議員の皆さんからは、より一層ご理解、ご支援を賜りたいというふうにお願いをいたす次第であります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。ただいまの町長の考え方等については、こちらの福祉計画に凝縮されているというふうな考えでよろしゅうございますね。あとは、いろいろ細かい部分については、担当のほうからお聞きさせていただきたいと思いますが、そういったような姿勢が極めて大事ではないのかなど。決して暗いイメージとか、そういうふうなことは持たないような町政運営をぜひやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

さて、先ほどからいろいろ、数項目にわたりにましてお伺いをさせていただきました。人口も減ることによって、高齢者人口、これは出生数が回復といっても、もう無理なことでございますので、

現在ある資源で頑張っていくしかないわけでございますので、そのような気持ちが大それたなど、このように思っております。

最初に、要支援、要介護の関係でございますが、逆に人数をお伺いいたしますと、高齢者人口も減ってくるようでございますが、減ってくるというふうな感じになっているわけですが、現在ある介護施設と町内での高齢者人口から見て、施設あるいはサービスは十分行き届いている、10年後についても安心して暮らしていけるというような体制になっているのか、まず確認をさせていただきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。高齢者人口と、あとは社会福祉施設等のサービスのバランスという点で、今後10年間、10年後を見据えた部分でございますが、それこそ待機者数、正確な数字については今ちょっと持ち得てはいないんですけども、10年、15年ぐらい前は特養等の待機者数が非常に多うございました。

ここ最近につきましては、施設等から聞きますと、結構待機者数も解消されてきているようだというようにお聞きしております。それにつきましては、やはり高齢者人口等の減少に伴う利用者数の関係、あとは当町もそうですし、うちの場合で

すと盛岡北部行政事務組合がやっております介護予防事業と、うちのほうで事業委託いただいておりますけれども、そのような予防事業等によりまして、要介護者等のある程度の抑制の効果が働いているのではないかなと思っております。

そのような中で、10年後というようなものを見据えた場合には、現時点においては特に足りないというような、不足するというような予想は立てておりません。

以上です。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。盛岡北部で介護保険については運営しているというようなことなわけでございますが、この介護保険制度の在り方について、盛岡北部でのアンケート調査などもこの計画の中には出ております。それで、その中で標準的な介護サービスの利用ができればよく、保険料も標準的な金額がよいというふうな方は220人中130人で、一番多い希望数のような感じになっているわけですが、先ほどお聞きしましたので、この介護サービス、標準的な利用、それから介護保険料も標準的な保険料、この考え方が一番多いようですが、現在標準的な介護サービスになっているのか、それからまた保険料が標準的な金額になっているのか、その点についてもお伺いしたいと

思います。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

お答え申し申し上げます。まず、標準的な介護サービスという部分についてですが、こちらの趣旨といいますか、内容につきましては、例えばですが、特養等につきましてはユニット型と多床室というような種類がございます。そうしたときに、ユニット型、個室のような管理になるんですが、そのような場合は部屋料というか、利用料が高くなるんですが、多床室利用になりますと利用料が低いということで、その意味合いでの通常の、そういうふうな今までやっていたような多床室の利用等を望むというようなアンケート調査の内容だと思います。個室で立派な部屋というよりは、そういうような部屋でもそういうようなサービスを利用したいというような気持ちだと思います。

あと、それに対しての介護保険料の部分につきましては、現在六千五百……すみません、ちょっと今資料あれですけども、今回の介護保険の計画の策定に伴いまして、介護保険料の改定しておりますが、県内に広域で組合を構成している組合、4か所ございます。その中で、当町が構成されております盛岡北部行政事務組合の介護保険料につきましては、高いほうから2番目だったと思

ます。

それに見合うサービス等に関しましては、それぞれ市町村の高齢者福祉計画におきまして需要等を勘案しながら、北部のほうからサービス料等のデータをいただきまして策定しておりますが、現時点では各市町村、盛岡北部全体の施設サービス、あとは在宅サービス、それぞれのサービス料、あとはこれまでのサービス料に伴う料金を勘案しまして策定しているというような状況でございます。

以上です。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。

それから、同じく、盛岡北部の関係ですが、地域包括支援センターの活動といいますか、その状況なんですけど、今これは高齢者にとってはよりどころ、なくてはならないセンターだと、私はこのように思っております。

それで、この活動状況の回答数119人中、知っており相談したことがあるが35人、聞いたことはあるが、具体的なことは知らないも35人、ちょっとこの役割を果たす重要なセンターの認知度が私は低いような感じがするわけですが、このセンターでどのような活動をしているのか、もう少し高齢者の方々にも支援センターの活動状況が

届くような施策が大事な感じがしておりますが、そういったような面では普及策といいますか、知名度を上げて、支援センターがこういったように数値が低いんじゃないかと、もう少し認知度を高める施策が必要ではないのかなと思うんですが、そういったような考え方についてお答えをいただきたいと思います。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの包括支援センターの知名度の低さといいますか、その部分についてお答えさせていただきます。地域包括支援センターは、平成18年に設置されまして、大分たつわけではございますが、認知度がまだまだそのような状況だということで、私のほうもその点につきましては非常に反省しております。

そちらにつきましては、広報といいますか、周知するためには、それぞれ地域包括支援センターが行っている各種事業、介護予防支援事業、あとは任意事業と、あとは各地区で生き生き教室から、いろいろやらせていただいております。そういうような場面での各種事業ごとの周知、あとは高齢者の実態把握事業とか、様々な場面で、もちろんホームページ等を利用させていただきたいと思いますが、そういうような様々な場面で周知のほうをもっとしていかなくちゃならないな

と思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

それから、もう一つ、盛岡北部のアンケート調査の中で気にかかる部分としては、地域での健康づくり等のグループの参加者として参加したいのかどうかというふうな項目があります。参加してもよいが98、参加したくないが82あるわけですが、拮抗しています。これが、参加してもよい回答がもう少し増えるような工夫もあってもよろしいのじゃないのかなと。この向上策とか、そういったようなこと、自分の健康づくりですから、自主的なやっぱり活動も必要だと思います、行政だけに頼るんじゃないかと。

こういったような調査結果でございますが、こういったようなことを見て、次の段階ではどのような取組を考えておられるのかお知らせいただきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

様々な取組の中で、そういうような参加する、しない、したくないといいますか、そういう方々、

様々おるかと思ひます。恐らく昨今といひますか、やはり多様性といひますか、趣味とか、自分が打ち込むものとか、やりたいものとかがいろいろあるのかなと思ひておひます。あとは、今ですと 65 歳以上でも、それこそまだ元気にお仕事されている高齢者の方々もおひますので、そのような影響も若干あるのかなと思ひておひます。

そういうような中で、どちらかというとなうような会議といひますか、そういうような事業に参加していただけるように、私たちにつきましてもいろんな場面で啓発活動を行つていきたいと思ひます。やはりこれにつきましては、まずは 65 歳になる前から日々の、例えば健診事業に関連する部分であつたり、それこそ先ほどお話ししました 65 歳部分での介護予防事業の関係、あとは、様々なうちのほうでは団体等がございますので、そういう団体等の活動の中で周知活動をしてもらいたいなというのもございます。

あとは、当然社会福祉協議会とも連携しながら、いろんな場面でその点については周知して、参加していただけるように、あくまでもご本人の意思になりますけれども、努めたいと思ひておひます。

以上です。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

いろいろな考え方があろうかと思ひておひますが、ふだんからのやはり健康づくりに対しての姿勢が一番大事じゃないのかなと思ひておひますので、そういったような部分をもう少し力を入れて、皆さんの高齢者に対する激励を図つていただけたらなど、このようにも思ひておひますので、その点特に強調させていただきたいなど、このように思ひておひます。

それから、現在私は、町老連のリーダーとして活動させていただいているわけなんです、これと高齢者健康福祉計画を見させていただいておりますと、今単位の老人クラブ数も 22 団体で、将来も 22 団体となっておりますが、これが全町にわたつていけばよろしいわけでございますが、これは我々の力不足もあるかと思ひておひますが、現在 22 団体というのは全域にわたつての老人クラブの数ではございません。したがつて、その辺のところもちょっとこの計画の上では調査をされまして、全域にわたる計画になるような努力と工夫をしていただきたいものだなと。

現在会員数も 400 人ちょっとを超えたのみでございます、こういったようなものうちの高齢者数から見れば極めて低いような感じがしますので、これは私どもも責任があるかと思ひておひますけれども、こういったような健康づくりを進めていくに当たつては、このような高齢者団体、しかも人生の最後の団体が私は老人クラブだと思ひておひますので、こういったような組織化を図つていくことが健康づくりにも極めて大事なよう

な感じがしまして、我々も努力しますけれども、行政においても支援というような立場で、自治会などを通じまして、あと行政も本気を出していただいて、協創のまちづくりにぜひ向けてもらいたいものだなと、このように思っておりますが、こういったような数字の見直しについても努力していくことが極めて健康づくりの上でも重要な考え方に立っておりますが、どのようなお考えで現在のままでいいというふうな形で 22 団体だけでとどめているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答え申し上げます。老人クラブの団体の町内での単位数につきましては、ご指摘のとおり 22 と設定させていただいております。これにつきましては、過去 3 年、4 年の設置状況等を勘案して今後の予測をしているところでございます。ちなみに、6 年度につきましては、先ほど議員さんからお話があったとおり 22 単位、会員数は全体で 442 人、加入率が 14.1 というような状況となっております。

ちなみに、県のほうのいきいきプランというのもちよっと見させていただいて、県全体ではどのような状況かなというのを調べさせていただいたんですが、県の老人クラブの活動の状況

というところで実績が出てきているわけですが、岩手県全体ですと老人クラブ数 1,633、これ元年ですけども、それが令和 4 年で 1,433 ということで、200 団体ぐらい減っているような状況でございます。

そして、加入率につきましても、当町は 14% ぐらいでございますが、県全体で見ますと 10.2 というような状況で、これも年々減少傾向にあるということで、非常にこちらのほうも危惧されるところでございます。

課題といたしましては、やはり 60 歳を超えても働く方が多かったりとか、あとはそれこそ高齢者人口の増加というものもありますし、あとはその地域のリーダーというような部分の課題があるかと思えます。

そういう中で、今回の当町の高齢者健康福祉計画につきましては、あくまでもこれまでの実績といたしますか、経過を見て推計しておりますので、今後もし老人クラブの会員数、単位数と動きが出てくるようでありましたら、また実績に合わせてこの辺のところを改定させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4 番（柴田勇雄君）

これも、高齢者健康福祉計画にも最後に協創のまちづくりが載っております。そういったような

協創のまちづくりを進める上では、高齢者の部分については、私は高齢者団体の組織化が極めて大事になってくるといふふうに認識をしておりますので、そういったようなところがまた健康づくりとか、自分自身に関わってくることでございますので、行政としてのそういったような機能を果たすように、また我々高齢者団体を預かる者としても、やはり協調しながら協創のまちづくりに向けた施策が大事ではないのかなど。これまでの経験では、一回もそういった協議をしたことがございません。そういうふうな意味では、行政の方々と協議しながら、どうあるべきかを十分協議する必要があろうかなと思っております。

この件に、こういったような組織化等の充実については、今後どのような進め方をお持ちなのか、私のほうではそういうふうな積極姿勢で臨んでまいりたいなど、このように思っておりますが、これは副町長からお答えをいただきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の質問であります、高齢化が進む中での組織等々、あるいはそういう面では自治会等の福祉部等々の連携も同じだと思っておりますが、そういう面でお答えをさせていただきますが、町では現在誰もが生きがいを持

って生活していくことができるような社会形成を目指しながら、乳幼児から高齢者までの様々な形での対応を、支援を進めてきているところであります。特に高齢化が進んでいるといえますか、そういう中で人生100年時代といえますか、そういう時代を迎えておまして、町の人口の半数が高齢者という状態にもなっているわけでありまして、そういう中で元気で、そして安心して暮らしていくことができるような、そういう面では先ほど以来話ありますようにハード面であつたり、あるいはソフト面であつたり、そういう環境の充実というのも町として最も重要と、このようにも思っているところであります。

それから、先ほど以来お話ありますように、会員の組織の減少、あるいは会員数の減少といえますか、そういう状況の話もありましたが、一方でそういう中に個人の多様化も結構進んできているということで、価値観も大きく変化してきているところであります。そういう中で、個人の時間であつたり、あるいは自由、そして充実する、そういったふうなものをより重視する、そういう傾向がこの老人クラブ組織ということだけではなくて、やはり全体的にそういう傾向が進んできていると、強まってきていると、そのようにも感じておるものであります。そういう中で、行政の役割というのも大きく変化してきていると、そういう認識をしているところでもあります。

そうした中で、全国的な傾向といたしまして、老人クラブをはじめとする任意組織等々であ

りますが、会員の減少、活動の縮小というのが、まさに全体的にもそういう状況になってきていると思っているところであります。

そういう中で、人口減少のみならず、時代の価値観が大きく変化する中で、これまでと同じ取組を進めていくということがかなり難しい部分もまた見えてきているという、感じているというところではありますが、先ほど以来柴田議員さんからもお話ありますように、老人クラブ等がこれまで果たしてきた役割というのも大変大きいもの、期待されるもの、今後にも役割が大きく期待されるものがあると、このようにも思っております。

そういう中で、現状を踏まえた形の中ではありますが、変化に対応した、そういう中での必要に応じた協力体制といいますか、そういうもの等もしっかりと対応していかなければならないと、そのようにも思っておるところであります。そういう中では、現在のような取決めの中で老人クラブを中心に、例えばであります、介護予防等の研修といいますか、そういう取組をそれぞれ地域内でもしていただいていると、このようにも認識しておりますが、まさにそういう取組等につきましても、各自治会にも福祉部等も設置していただいておりますし、老人クラブ、そしてまた自治会のそういう組織とも連携しながらありますが、必要に応じた対応をしっかりとしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

ぜひそういうふうな姿勢で、元気なうちは町内の社会参加活動の参加率を高めて、健康づくりとか協創のまちづくりにぜひ役立てていただければなというふうな狙いでお聞きしたところでございます。

次に、会計検査院の指摘事項なわけですが、先ほどの答弁によりますと、大橋の整備のまちなか活性化によるものだというふうなお話でございます。しかも、これは町のみというふうなことよりも、県の審査が甘かったというふうなお話もされておりますが、ただ新聞紙上等に公表になる前には葛巻町というようなことで、議員がどのようなことか分からなくて一般質問するわけですが、今回の部分につきましては議会の議決が関与しておりますので、先ほども申し上げたとおり、びっくりしたというふうなことでございます。

こういったような目的に沿った地方交付税の申請というふうなことで、町ではやったのかなとは思いますが、県の審査が抜けていたというふうなことかと思っておりますが、それがたまたま、会計検査院といいますと、地方交付税での審査で指摘されるというふうなケースは非常に少ないのではないのかなと思っておりますが、こういったような、これは地方債のほうで、地方交付税と

いうよりは地方債の活用をなささいというふうなことも含まれているのかなというふうに思っておりますが、ただ結果とすれば町が指摘を受けたというふうな形になっておりますが、こういったような部分では地方交付税の申請の際には、中身をやはり嚴重にさらにやっていく必要があるのではないのかなと、このようにも思いますし、また県の審査もある意味では、私から見れば甘かったのかなと、このようにも思っております。県の審査結果等はどのような形で町のほうに届いているのか、お知らせをいただきたいと思ます。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。会計検査院からの不当指摘された整備事業についてでございますが、町民の皆さんに多大なる心配をおかけいたしましたこと、深くおわび申し上げる次第であります。

その経緯につきましては、町長からも答弁を申し上げているところでありますが、令和3年に実施いたしました地方創生推進交付金の事業において、大橋の上屋根といたしますか、木製の上屋根の整備をした際の事業の財源についてであります。地方創生推進交付金と地方債の2分の1ずつの充当ということで進めてきたところであります。その申請に当たりましては、先ほど柴田議

員さんもおっしゃるとおり、県との協議、あるいは審査を受けながら申請したところであります。

しかし、本年度の会計検査院の検査において、一部の対象経費等が対象外に経費が含まれているというようなこと等が判明いたしまして、これにつきましてはそういう中で過大な交付を受けたということを指摘されたものであります。

これにつきましては、先ほどお話し申し上げておりますように、県と町と申請の時点で協議しながら、そして進める中でも一つの認識といたしましては、特別交付税といたしますか、地方創生交付金に該当するという、そういうことの中での県と町の協議の中では、そういうことを確認しながらさらに申請をしたということでございますが、会計検査院とのその認識といたしますか、対象経費の認識に誤りが生じたことによりまして、今回のようなケース、対応をすることになったものであります。

この件につきましては、全国的にも数件、今回同様の指摘をされた件が出てきておりまして、これにつきましてはこういうケースの場合の新たな対応の部分でもあったのかなと、このようにも思っております。

今後におきましては、このようなミスが発生しないように、事務の執行手続につきましては、細心の注意を払いながら事務執行に当たってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（鈴木満君）

柴田議員、時間が超過しておりますが。

4番（柴田勇雄君）

今その、終わりのことで発言させてもらいます。

議長（鈴木満君）

分かりました。はい、どうぞ。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。私の一般質問は、これで終了させていただきます。ありがとうございます。

議長（鈴木満君）

ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

（休憩時刻 12時26分）

（再開時刻 13時30分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、5番、山岸はる美議員。

5番（山岸はる美君）

それでは、私のほうから2件について質問いたします。よろしくお願いいたします。

1件目でありますが、婦人消防協力隊の活動について伺います。1点目ですが、婦人消防協力隊は、町消防団の後方支援として、長きにわたり活動され、火災報知機の普及や消火、防火のスキルアップの習得などの普及活動に努めていただきました。また、町においては、寒中の消防出初め式を暖房施設のある社会体育館の開催に努めるなど、様々な負担軽減を図ってくださり、今日に至っております。

そのような中においても、人口減少や高齢化に伴い、婦人消防協力隊の成り手不足もあり、平均年齢62歳には消防演習、出初め式などの分列行進の負担が大きくなっております。今後の婦人消防協力隊の在り方について伺います。

2問目でありますが、婦人消防協力隊の活動に対しましては、町から予算措置していただいておりますが、その中から各分隊ごとに活動費が配分されております。そのような中で、婦人消防協力隊本部では、管内の広域消防などの用務に出席のときなど、移動のガソリン代も自費という場面もあるようです。それらの本部に対する活動支援の考えを伺います。

2件目でありますが、交通安全母の会の活動支援について伺います。交通安全母の会は、交通安全は家庭からを理念に、事故のない明るい社会づくりの街頭広報活動の一翼を担っているボランティア団体です。町内においては、特にも春から

秋の交通安全週間など、また年間を通して活動されていますが、その活動は町内外に及んでおります。活動の助成内容について伺います。

以上、2件についてお伺いいたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問にお答えを申し上げます。1件目の婦人消防協力隊の活動について、その中での1点目、今後の婦人消防協力隊の在り方についてであります。町婦人消防協力隊は昭和56年に、町民の防災意識を高揚し、自主防災体制の確立と福祉の増進を図り、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的に、本部及び18の軍隊で組織、結成され、現在は総勢219名の隊員により構成されているものであります。隊発足から40年以上が経過し、結成当時から現在までの間に生活様式や社会状況の変化、人口減少や高齢化、地域コミュニティーによる、自主防災組織の結成など、協力隊を取り巻く環境が大きく変化しているところであります。

こうした中、災害発生時の避難所の運営、あるいは非常時に備えた防火対策において女性の目線が重要視されている状況にあるほか、国では消防団への助成や若者など幅広い人材の加入を促進しているところであり、女性に期待される役割は大きく変わってきていると、そのように認識を

いたしております。このような状況の変化を踏まえますと、婦人消防協力隊の活動の内容や組織の在り方を改めて見直す時期を迎えていると感じております。

なお、県内の婦人消防協力隊の状況を見ますと、近年組織を解散する団体が出てきているものと承知しており、盛岡広域管内では令和6年度末をもって八幡平市婦人消防協力隊が解散すると伺っているところであります。

一方、婦人消防協力隊は任意の自主防災組織であり、町が直接組織の在り方を決定する立場にないことから、今後の方針につきましては組織の主体性を尊重しながらの対応となりますが、社会情勢の変化を踏まえた在り方となることを期待するものであります。

2点目の協力隊本部に対する活動支援の考え方についてであります。協力隊本部は災害発生時はもとより、消防演習や出初め式、総合防災訓練などの町の各種行事にもご参加をいただいているものであります。また、盛岡地区広域消防組合や地区支部主催の会議や研修会にも出席いただいていると伺っているものであります。

こうしたことから、町では婦人消防協力隊の活動が公共性の高い活動であることを鑑みまして、協力隊の活動に要する経費について補助金を交付しているほか、消防組合等が主催する会議や研修会のうち、宿泊を伴うものについては、町の規定に基づき旅費、日当を支給しているところであります。町としましては、今後も状況に応じた対

応をしまいたいと考えております。

2 件目の交通安全母の会に対する活動の助成内容についてお答えをいたします。交通安全母の会は、昭和 47 年に交通安全思想の普及及び交通道徳の高揚に努め、交通事故のない明るいまちづくりに寄与することを目的に結成されているものであります。主な活動内容といたしましては、児童生徒の街頭での見守り活動のほか、三日市での交通、防犯啓発活動、道の駅での目覚まし作戦などに年間を通して活動いただいているところであります。

先般町では、岩手県警察本部長より、交通死亡事故抑止 9 年間継続賞賛状を頂戴したところですが、交通安全母の会をはじめ、警察関係者や交通安全協会、交通指導員などの日頃の献身的な活動の成果のたまものであると感謝をいたしておるところであります。

ご質問の活動に要する経費につきましては、主に各自治会等からの会費により賄われているものと承知しております。町からも補助金を交付しているほか、啓発活動で配布するノベルティを現物支給しており、状況に応じた支援を今後もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5 番（山岸はる美君）

それでは、1 件目についてであります。消防演習、出初め式は、盛岡地区広域消防本部や多くの来賓者が見守る中、町消防団の機械操作や隊列行進の評価の妨げにならないように、婦人消防協力隊の各分隊から選ばれた隊員にとっても責任と緊張の行進であり、平均年齢 62 歳には身にこたえる状況であります。各地区には、自主防災組織の体制が機能しており、救命講習や防災、減災、消火訓練も、これまで以上に機動力を高めていくことで後方支援がカバーできるものと思われませんが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

婦人消防協力隊につきましては、消防演習とか出初めのときには分列行進まで参加をいただき、ご協力をいただいているところでございます。そういった中で、活動について負担というようなこともあれば、今後見直しを協力隊のほうで考えていくところではないのかなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、地域には自主防災組織というのが、近年の災害の増加に伴って結成されたこととございまして、全自治会でそのような組織を持っているところでございまして、今後は地域ぐるみの防災活動ということについては、そういった団体が主体的な取組を進めていくのかなという

ように思っているところでございます、今後こういった防災組織の在り方についてはいろいろな転換期、あるいは考えを整理する時期に来ているのかなというふうに捉えているところがございます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

答弁ありがとうございます。せっかくの機会ではありますので、人口減少とか高齢化に伴う成り手不足は、別に葛巻町だけでなく、多くの自治体に共通する課題であると思いますが、今年度をもって八幡平市も解散という現状であるようではありますが、今まで活動されてきたことなどを踏まえると、例えばクラブ化等も含めて検討と助成を要望いたしますが、その点についていかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。婦人消防協力隊は、自主的な組織でありますので、役場のほうから、町のほうからこうしてくださいとか、こういったことはできないのかなというように思っているところでございます。

その一方で、これまでもそうでありますが、こういった活動をしたということであれば、補助金を交付してその中で活動してくださいというような支援体制を整えているところでございます。

あわせて、町のほうの消防団の組織といたしますと、女性消防団員を拒むものではないというような体制になっておりますので、今後はいろいろな角度から検討する時期になっているのかなというように捉えているところでございます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

それでは、検討のほうをよろしく願いいたします。

それでは、2件目に移りますが、悲惨な交通事故が珍しくなく報道で取り上げられています。町内においては、大きな事故がなく経過されていることは、関係する各機関の連携と思われれます。成り手不足もある中で、私たち町民に見えない場面でも、町の代表として意見発表や会合の出席など、活動範囲も大きく、活動に対する十分な助成があれば今後も継続できると思われれますが、この点について再度質問いたします。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

交通安全母の会の活動についてでございますけれども、会の活動自体は1世帯 50 円の活動経費をいただいて活動していると伺っているところでございます。

町のほうにおきましては、補助金は3万円交付しているところでございますけれども、ここ数年、繰越金とかが多かったときもありましたので、以前よりはやや減ったのかなと思っておりますが、今後不足してこういった活動をしていきたいというようなことであれば、それについてはいろいろ団体と協議をしなければならないのかなというように思っております。

こういった中で、各学校区にあります母の会の支部と申しますか、そういった地区ごとのこちらの活動も成り手不足等があるというようなことは伺っております、いろいろ金銭的な部分じゃない部分の活動でお困りのこともあるのかなというような捉え方はしておりますけれども、いずれいろんところで、今葛巻も交通死亡事故抑止を9年間継続しておりますので、各団体が協力しながら進めていくという中では重要なことなのか、この団体が重要なのかなと思っている部分もありますので、引き続き団体と情報を共有しながら進めていきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

交通安全週間は、外に出て広報、啓蒙活動にこそしむときは、私たちもくずまきテレビでその活動はよく見えてはおりますが、やはり私たちの知らないところでも、全国的な組織でありますので、県外に渡るときもあるようでありますので、そこは一度きちっとどういう活動内容で、支障がないように、またこのことが、永続的な活動が次にもつながるような支援を要望して、終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日12月11日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、12月11日を休会とすることに決定しました。

なお、最終本会議はあさって12月12日に開催することといたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会時刻 13時47分）